

泉佐野市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 議会と市長等の関係（第7条―第9条）

第5章 議会の活動（第10条―第14条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条―第19条）

第7章 議員の政治倫理、定数等（第20条・第21条）

第8章 補則（第22条・第23条）

附則

議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成される機関である。そして、執行機関たる市長との二元代表制の下、議決機関たる議会は監視機能を十分に発揮するとともに、評価機能の充実と政策形成能力の向上に努めながら、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、地方自治の本旨の実現を目指すものである。

本議会は、市民との協調の下に地方分権の時代にふさわしい議会を目指し、法令を遵守することはもとより、この条例の精神を理解し、実践することにより、市民に信頼され、活発な議会を築いていく。

ここに、本市の歴史と文化を生かした、夢と活力のある泉佐野市の創造に向け、市民が納める税金の重みを理解し、強い責任感を持って市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の責務及び活動に関する基本的事項を定めることにより、地方分権の時代にふさわしい議会の在り方を明らかにするとともに、更なる議会の活性化を図り、もって市民生活の向上及び民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市民に開かれた議会を目指し、情報公開及び市民参加の促進に努めること。
- (2) 市民に信頼される議会を目指し、公平性及び公正性を確保すること。

- (3) 市民に親しまれる議会を目指し、分かりやすい言葉で説明責任を果たすこと。
- (4) 市民に責任を果たす議会を目指し、監視機能を発揮すると共に、議決責任を深く認識すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、活発な議論を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるために不断の研さんに努めること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 市民の代表として、条例又は政策の提案を積極的に行うよう努めること。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、議会改革を推進するため、必要に応じて、議員で構成する検討組織を設置することができる。

- 2 議会内での申し合わせ事項は、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、全ての会議を原則として公開する。
- 3 議会は、請願又は陳情を審議する場合においては、これらの提案者にその意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。

(意見交換会)

第6条 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する意見交換会を行うものとする。

第4章 議会と市長等の関係

(議員と市長等の関係)

第7条 議会の審議における議員と市の執行機関及びその補助機関(以下「市長等」という。)との関係は、緊張関係を保持するよう努めなければならない。

- 2 本会議及び委員会における議員と市長等の質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

- 3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- 4 市長等は、市政に重要な影響を及ぼす施策等を公表しようとするときは、議長に報告するよう努めるものとする。

(議会審議における論点の明確化)

第8条 市長等は、重要な政策を提案する場合は、議会の審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、次に掲げる事項について明らかにするよう努めなければならない。

- (1) 政策提案の趣旨
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の政策との検討内容
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な計画をいう。以下同じ。)との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたる効果及び費用
- 2 前項の規定は、予算の提案及び決算の認定について準用するものとする。

(議決事件の拡大及び報告事項)

第9条 市長は、総合計画の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

- 2 市長等は、市政に係る重要な計画(前項に規定する総合計画に基づく実施計画又は各行政分野における基本的な計画で法律の規定により定めるものをいう。)の策定等をしようとするときは、その概要を議員協議会(議長が議員を招集して開催する事実上の会議をいう。)に報告しなければならない。

第5章 議会の活動

(議員間の自由討議)

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由な討議に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員及び市長から提出された議案並びに市民等から提出された請願、陳情等に関して、議員相互間の自由な討議を尽くすものとする。
- 3 議員提出議案については、提出議員を含めた自由な討議を行うものとする。

(政策討論会)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識を図るため、政策討論会を開催するものとする。

(議会の行政評価)

第12条 議会は、市が実施している政策、施策、事務事業等について、有効性、効率性、必要性等の視点から評価するものとする。

2 議会の行政評価は、行政側の活動を監視し、評価することで適正な行政運営の確保に努めることを目的に行うものとする。

3 議会としての共通認識を深め、合意形成を得るために、行政評価討論会を開催するものとする。

4 議会は、行政評価を行ったときは、その結果を市民に公表するとともに、市長に提出するものとする。

(委員会)

第13条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営しなければならない。

2 委員は、市民の要請に応えるため、所管の委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って質疑を行うものとする。

3 委員会は、視察終了後、原則として速やかに委員会協議会(委員長が委員を招集して開催する事実上の会議をいう。)を開催し、報告書を作成すると共に、公開で視察報告を行うよう努めるものとする。

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 会派(所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。)は、地方自治法の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に生かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。

2 会派は、証拠書類を公開すること等により、政務活動費の使途の透明性を確保するものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(学識経験を有する者等の活用等)

第15条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、地方自治法に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。

(議員研修会の開催)

第16条 議会は、議員の政策形成能力その他議員としての資質の向上を図るため、議員研修会を開催するものとする。

- 2 前項の議員研修会は、広く各分野の専門家等を招き、年1回以上開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会の活動を円滑に行うために、議会事務局の組織体制の整備に努めるものとする。

- 2 議会は、議員の政策提案等を補助するため、事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会の情報発信)

第19条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

- 2 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
- 3 議会は、インターネット配信等を通じ、議会中継放送を行うものとする。

第7章 議員の政治倫理、定数等

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

(議員の定数及び議員報酬)

第21条 議員の定数及び議員報酬の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに他市の状況等を総合的に検討し、決定するものとする。

- 2 議員の定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市民の客観的な意見も参考にしながら、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。
- 3 泉佐野市議会議員定数条例(昭和32年泉佐野市条例第24号)又は議会の議員の議員報酬及び費用弁償等についての条例(昭和31年泉佐野市条例第15号)を改正する条例案を議員が提出する場合は、前2項の規定を踏まえた明確な改正理由を付さなければならない。

第8章 補則

(この条例の位置付け)

第22条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会

についての他の条例等を制定又は改廃をするときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

- 2 議会は、選挙を経た任期開始後、速やかに議員にこの条例の理念を周知しなければならない。

(この条例の見直し)

第23条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

- 2 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。